

新型コロナウイルス感染症に係る情報発信業務仕様書

1 事業の目的

県民に新型コロナウイルス感染症に係る正確な情報をテレビ等で発信することで、新型コロナウイルス感染症に対する県民の不安を解消する。

2 業務内容

新型コロナウイルス感染症に係る県民の不安を解消するため、広報媒体を組み合わせ、その効果を最大限に発揮する広報事業を実施する。

(1) テレビ広報（実施期間：契約日～令和2年11月末）

- ・ 県内民放4局の情報番組に県のコーナーを設け関連情報を発信。
- ・ 1回あたり2分程度。契約期間中、各局週1回程度放送。
- ・ 出演者の原稿読みや、県が制作した動画の放映、県職員出演等。

(2) ウェブ広告（実施期間：契約日～令和2年10月末）

- ・ 広告出稿に必要なID等の取得
- ・ Yahoo!、Google、Twitter、Facebook、Instagram、LINEへ広告を表示する。
- ・ 広告をクリックすると、県が別途指定するホームページや動画等が閲覧できるリンクを広告内に設置する。
- ・ 各ウェブ媒体をスマートフォンで閲覧している県民利用者に対し、契約期間中、1ヶ月に最低1回以上、広告を表示することを目安とする。

（表示回数を目安）

区分	県民利用者（推計値）
Google	189,000人（回）
Yahoo!	183,000人（回）
Twitter	513,000人（回）
Facebook	660,000人（回）
Instagram	660,000人（回）
LINE	1,320,000人（回）

※一定以上の頻度、利用している数

3 留意事項

(1) 著作物の帰属

本契約における制作物は、県に帰属する。

(2) 守秘義務

受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、県が公表するまで他に漏らしてはならない。

(3) その他

- ア 上記に基づいて、契約を締結する。
- イ 契約後、双方協議の上、仕様を変更することがある。
- ウ 期間中の広報実績がわかる資料（様式任意）を提出すること。